

**インドネシア知的財産局(DGIPR)と日本特許庁(JPO)間の
特許審査ハイウェイプログラム
インドネシア知財局への申請要件及び必要書類**

ハキンダ・インターナショナル
2014年12月

A. 申請要件:

1. 対象となるインドネシア出願：
 - (i) 日本を第1国として優先権主張をしているパリルート或いはPCTルート出願
 - (ii) 優先権主張無しのPCT出願で日本の国内移行を伴うもの
2. 対応日本出願の請求項は既にJPOの特許査定済み。
3. 対象インドネシア出願の全ての請求項が対応日本出願の特許査定を受けた請求項に十分に対応しているか、或いは十分に対応するように補正済み。
4. 対象インドネシア出願がPPH申請時に 実体審査が 未着手

B. 必要書類ⁱ:

1. 対応日本出願のJPOが実体審査で発した全ての審査通知書のコピー及び翻訳文
2. 対応日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文
3. JPO審査官が引用し引用文献の写し（翻訳不要）
4. 請求項対応表（様式有）

ⁱ 1.及び2の翻訳文はインドネシア語、英語が利用可能。但し、1及び2の書類およびその機械翻訳をDGIPR審査官が、JPO AIPNを通じて入手可能で有るため、出願人からの提出は不要。1~4の書類が、同時または既になされた他の手続きでDGIPRに提出済みの場合は、当該書類写しを援用することにより、添付を省略可能